



# 熊本県公報

号外 第19号  
 令和2年(2020年)  
 3月27日(金)  
 (毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（子ども家庭福祉課） 1
- 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則……………（農地・担い手支援課） 4

### 登 載 依 頼

- 熊本県病院局庁舎管理規程の一部を改正する規程……………（病院局総務経営課） 4

## 規 則

熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第16号

熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
 熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年熊本県規則第22号）の一  
 部を次のように改正する。  
 第2条第11号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同条第12号中「  
 第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。  
 第7条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。  
 別記第2号様式及び別記第3号様式中「男・女」を削る。  
 別記第5号様式中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、「男・女」を削る。  
 別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第8条関係）

達第 号  
年 月 日

面会・通信制限決定通知書

保護者（延長者等の監護者） 住所  
氏名  
生年月日  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

熊本県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律（第16条第2項の規定によりみなして適用する同法）第12条第1項の規定により、次のとおり児童（延長者等）との面会・児童（延長者等）との通信の全部（一部）を制限します。

制限の内容		
制限を行う理由となつた事実の内容		
制限に係る児童（延長者等）	住所（居所）	
	氏名	
	生年月日	

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告（熊本県知事が被告の代表者となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「男・女」を削る。  
別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式（第9条関係）

達第 号  
年 月 日

接 近 禁 止 命 令 書

保護者（延長者の監護者） 住所  
氏名  
生年月日  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）

熊本県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律（第16条第1項の規定によりみなして適用する同法）第12条の4第1項の規定により、次のとおり命令します。

命令の内容		
命令をする理由となつた事実の内容		
命令の有効期間		
命令に係る児童（延長者）	住所（居所）	
	氏名	
	生年月日	

教 示

- この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告（熊本県知事が被告の代表者となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（注） 不要の文字は、抹消すること。

別記第15号様式から別記第17号様式までの様式中「男・女」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の規定により交付されている通知書等は、改正後の熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の規定により交付された通知書等とみなす。

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立農業大学校規則（昭和58年熊本県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号を次のように改める。

- (1) 学生が法第8条第1項の規定による認定を受けた場合 政令第2条第1項に規定する授業料減免の年額

第18条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第6条の規定による県立農業大学校農学部入学料（同条例第2条第1項第650号の3に規定する県立農業大学校農学部入学料をいう。第22条第2項において「入学料」という。）の免除は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けた者に対し、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。次項において「政令」という。）第2条第1項に規定する入金減免の額について行うものとする。

第19条中「条例第4条第5項」を「熊本県手数料条例第6条又は条例第4条第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法第8条第1項の規定による認定を受けて条例第4条第5項の規定による授業料の免除を受けている者は、在学中に継続して当該免除を受けようとするときは、免除を受けようとする理由を記載した書類に、その理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

第21条中「者」の次に「（第18条第2項第3号に掲げる場合に該当する者に限る。）」を加える。

第22条第1項中「条例第4条第5項」を「熊本県手数料条例第6条又は条例第4条第5項」に、「定める月」を「定める日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。次号及び次条において「省令」という。）第15条第1項第2号に該当し、法第8条第1項の規定による認定を取り消されたとき 当該認定を取り消された日
- (2) 省令第16条各号のいずれかに該当し、法第8条第1項の規定による認定を取り消されたとき 省令第16条各号に規定する日
- (3) 第19条第1項に規定する書類に偽りの記載があったとき 免除の対象となる期間の初日
- (4) 免除の理由が消滅したとき 当該理由が消滅した日の属する月の初日

第22条第2項中「未納の」の次に「入学料又は」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（減免の停止）

第22条の2 知事は、法第8条第1項の規定による認定を受けて条例第4条第5項の規定による授業料の免除を受けている者が、省令第18条第1項の規定によりその認定の効力を停止されたときは、当該停止の日の前日の属する月の翌月から同条第2項の規定により当該停止が解除された日の前日の属する月までの間における授業料の免除を停止するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県病院局管理規程第2号

熊本県病院局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年（2020年）3月27日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝 也

熊本県病院局庁舎管理規程の一部を改正する規程

熊本県病院局庁舎管理規程（平成20年熊本県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「（喫煙施設のある場所を除く。）」及び「喫煙し、又は」を削り、同条第2号中「劇・毒物」を「毒物、劇物」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第7号中「陰悪」を「嫌悪」に改め、同条第10号中「庁舎等の秩序」を「庁舎等における公の秩序又は善良な風俗」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 庁舎等管理者が設置した喫煙をすることができる場所以外の場所で喫煙をすること。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(入場の制限等)

第10条 庁舎等管理者は、庁舎等における公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき、又は感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、庁舎等へ入場しようとする者に対し、その入場を制限し、又は禁止することができる。

附 則

この規程中第9条の改正規定（同条第1号の改正規定及び同条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に1号を加える改正規定を除く。）、第12条を第13条とし、第11条を第10条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。